

V. 品種保護権登録

1. 品種保護権登録

1) 登録の意味

- 品種保護権に関する権利の設定・変更・消滅・その他品種保護権に関連する一定の事項を登録原簿に登載して記録する一連の行政行為である。
- 品種保護決定がされていても登録原簿に登載して権利設定がされないと独占排他的な権利が発生しない。

2) 登録の効力

- 品種保護権や専用実施権の設定、変更、移転は登録が効力発生要件(相続および一般承継は除外)であり、登録しなければその効力は発生しない。
通常実施権の設定、変更、移転は登録しなくても効力が発生するが、登録すれば第三者に対抗することができる権利が発生する。
- 品種保護を受けることができる権利の移転は可能であるが、登録された権利は、移転は勿論質権設定も可能である。

※ 主要権利の概念

- 品種保護権：保護品種の種子を商業的に利用するための増殖、生産、調製、譲渡、貸与、輸出または輸入および譲渡または貸与の請約(譲渡または貸与のための展示も含む)することができる権利
- 専用実施権：実施権者が品種保護権者との契約で定める範囲内で業として当該保護品種について独占、排他的に実施することができる権利。
第三者と重なって設定されることはなく、品種保護権者であっても専用実施権設定範囲内でその保護品種を業として実施することができない
- 通常実施権：品種保護権者や専用実施権者との契約により一定の範囲内で保護品種を利用することができる権利であり、多数の第三者に同一内容の通常実施権を許諾することができる

2. 登録の種類

1) 品種保護権最初登録

- 品種保護権の設定登録を受けたい者は品種保護決定謄本を受けた日から1ヶ月以内に品種保護料の第1年分を納付しなければならない
- 品種保護料を納付すると品種保護登録原簿に記載され、品種保護権者に品種保護登録証が発付される。

2) 専用実施権、通常実施権、質権の設定登録

- 契約により成立するが、設定された内容を種子院の登録原簿に登録しないとその効力が発生しない
- ※ 通常実施権は原簿に登録しなくても効力が発生するが、第三者に対抗するためには原簿に登録しなければならない
- 相続・一般承継(権利義務移転により品種保護権も一緒に移転する場合：相続・会社の合併)の場合、その事由が発生した日から30日以内に種子院長に申告しなければならない

3) 専用実施権、通常実施権、質権の移転登録

- 契約により成立するが、設定された内容を種子院の登録原簿に登録しないとその効力が発生しない
- 移転・変更・消滅・処分の制限は、登録申請書を作成して種子院に提出しなければならない
- 品種保護権、専用実施権、通常実施権、質権の移転登録時に共有者がいる場合、同意を求めなければならない

3. 品種保護権の消滅または放棄

- 品種保護権消滅発生要因
 - － 品種保護権存続期間の満了
 - － 品種保護料不納
 - － 相続が開始された場合で相続人がいない場合
 - － 品種保護権の放棄
 - － 無効審決
 - － 農林水産食品部長官が品種保護権を取消した場合
- ⇒ 品種保護権が消滅した場合、専用実施権、通常実施権、質権も消滅する
- 品種保護権放棄
- 放棄は登録しないと効力が発生しない。また、品種保護権を放棄した時にはその時点

から権利は消滅する

○ 品種保護権放棄の制限

品種保護権者は専用実施権者、質権者、通常実施権者(専用実施権者が品種保護権者の同意を得て許諾した通常実施権の場合を含む)の同意を得なければならない

○ 専用実施権の放棄

専用実施権者本人の意思により放棄することはできるが、質権設定時、通常実施権設定時には、それぞれ該当権利者の同意を得なければならない

品種保護権・専用実施権の登録関連法規

1) 植物新品种保護法第62条(品種保護権と専用実施権についての登録の効力)

① 次の各号の事項は、第52条の規定による品種保護原簿に登録しないとその効力が発生しない。

1. 品種保護権の移転(相続とその他の一般承継による場合は除外する。以下この条では同一である)または放棄による消滅または処分の制限
2. 専用実施権の設定、移転、変更、消滅または処分の制限
3. 品種保護権または専用実施権を目的にする質権の設定、移転、変更、消滅または処分の制限、

② 品種保護権、専用実施権または質権を相続したりその他の一般承継を行った者は、その事由が発生した日から30日以内に共同部令で定めるところにより、その旨を農林畜産食品部長官または海洋水産部長官に申告しなければならない。

4. 品種保護料

1) 年次別品種保護料

品種保護権設定登録日からの年数	年間品種保護料
第 1年から第 5年目で	3万ウォン
第 6年から第10年目で	7万 5 千ウォン
第11年から第15年目で	22万 5 千ウォン
第16年から第20年目で	50万ウォン
第21年から第25年目で	1百万ウォン

2) 品種保護料の納付

□ 種類

○ 登録料：品種保護権の登録時に納付する保護料(品種保護料1年次)

○ 年次料：毎年新たな年次が始まる前に保護権者が納付

※ 商業性、公共性などを基準に差額等を適用してあり、5年単位で累増制を適用

□ 納付方法：品種保護料納付通知書により金融機関(銀行またはインターネットジー
ローサイト利用)に納付

□ 追加納付：年次保護料を納付しない場合、新たな年次が始まる日から6ヶ月以内に
金額を加算して納付可能

[納付期間後の品種保護料納付]

○納付期間が経過した日から1ヶ月以内に納付する場合：

品種保護料の100分の20に該当する金額

○納付期間が経過した日から1ヶ月超過3ヶ月以内に納付する場合：

品種保護料の100分の30に該当する金額

○納付期間が経過した日から3ヶ月超過6ヶ月以内に納付する場合：

品種保護料の100分の50に該当する金額

※6ヶ月以内に納付しなかった場合、品種保護権を放棄したとみなされ、品種保護権
は消滅する。

3) 品種保護料の免除対象

○ 国、地方自治体

○「国民基礎生活保障法」第5条による受給権者

○「国家有功者など礼遇および支援に関する法律」第4条および第5条による国家有功
者とその遺族または家族

○「5・18民主有功者礼遇に関する法律」第4条および第5条による5・18民主有功者とその
遺族または家族

○「枯葉剤後遺症など患者支援および団体設立に関する法律」第4条により登録され
てある枯葉剤後遺症患者・枯葉剤後遺症患者または枯葉剤後遺症被災患者

○「特殊任務有功者礼遇および団体設立に関する法律」第3条および第4条による特殊
任務有功者とその遺族または家族

○「独立有功者礼遇に関する法律」第4条および第5条による独立有功者とその遺族ま
たは家族

○「参戦有功者礼遇および団体設立に関する法律」第5条により登録された参戦有功者

○「障害者福祉法」第32条第1項により登録された障害者

※ 免除を受ける者は「植物新品種保護法による品種保護料および手数料徴収規則」
別紙第2号書式の「免除申請書」を提出

5. 品種保護権の回復

- ☐ 追加納付期間以内に品種保護料を納付しなかったり、保全期間以内に保全しなかった場合
- ☐ 追加納付期間または保全期間満了日から3ヶ月以内に品種保護料の3倍を納付してその消滅した権利の回復を申請可能

[参考] 各種手数料案内

区分	対象手数料名	金 額
品種保護 出願	1. 品種保護出願手数料	品種当 3万8千ウォン
	2. 書類審査手数料	品種当 5万ウォン
	3. 栽培審査手数料	品種当 50万ウォン/1作期
	4. 優先権主張申請手数料	品種当 1万8千ウォン
国家品種 目録登載 申請	1. 申請手数料	品種当 3万8千ウォン
	2. 書類審査料	品種当 5万ウォン
	3. 栽培審査料	ア. 出願と同時に申請する場合、品種当10万 ウォン/1作期 イ. ア外の場合品種当年間 50万ウォン/1作期
	4. 登載有効期間延長申請	品種当 2万ウォン
品種生産 ・輸入販 売申告	1. 申告手数料	品種当 3万ウォン ※ただし、種子で増殖する1年生花き類は1件 (25品種単位で計算)当 3万ウォン
品種保護 登録	1. 品種保護権移転登録手数料	ア. 相続による場合、品種当1万4千ウォン イ. 相続外の場合、品種当5万3千ウォン
	2. 実施権の設定登録手数料	ア. 専用実施権：品種当 7万2千ウォン イ. 通常実施権：品種当 4万3千ウォン
	3. 質権設定登録、処分の制限登 録	品種当 7万ウォン
	4. 第2号および第3号の規定によ る権利の移転登録手数料	ア. 相続による場合、品種当1万1千ウォン イ. 相続外の場合、品種当 3万3千ウォン
	5. 品種保護権、実施権または質 権の変更・抹消・回復登録	品種当 3千5百ウォン
	6. 品種保護権、実施権の処分の 制限登録	品種当 5万5千ウォン
	7. 仮登録	品種当 1万ウォン
	8. 信託登録またはその変形・抹消・ 回復登録	品種当 1万5千ウォン
その他	1. 謄・抄本の閲覧・複写申請	1回当500ウォン
	2. 資料の閲覧・複写申請	出願及び関連書類写本1部複写：3千ウォン 書類写本1面複写：2百ウォン
	3. 品種保護登録証再発給申請	品種当6, 500ウォン